資料２

“八十翁読書会”からの訴え

２０１７年１０月１７日

三田市市民生活部 市民文化室 文化スポーツ課
課長・横溝朋之様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人・小林純生

いつもお世話になっております。

このほど当会へ八十歳以上の後期高齢者で作る読書会から、リクエスト図書の扱いについて投書がありました。このグループは次のテーマに、「一九一一年版ブリタニカが語った日本外交史」という本を取り上げようと、三田市立図書館へリクエストしたそうです。今年の９月１１日のことです。しかし、購入を断られました。この本は新刊で近隣の相互貸借館にもなく、あったとしてもまだ相互貸借は可能ではないようです。したがって購入を却下されれば読む機会は失われます。

しかし、それより大きな問題は、「購入お断りの理由」だとしています。告げられた理由は「この著者の著書が三田市図書館に無いため」ということだったそうです。「どういう意味だ？」と、メンバー全員が強い疑問を持ち、読書会の代表が平岡館長宛に詳しい説明を求める手紙を送ることになったのだそうです(実際には図書館本館へ出向き、館長が不在だったため館員に託したとのことです)。手紙を届けたのが１０月１日。しかし、２週間たっても何の音沙汰もなく、業を煮やしてわたしたち市民の会へ、「こういう場合はどうすればいいのでしょうか」と、館長宛手紙を添えて問い合わせてきたのです。「わしら年寄りはイラチだから、こんなに待たされたら健康に悪い」と仰っていました。

読書会が求めているのは、＊購入を断った理由を分かり易く説明する、＊その理由は三田市の選定基準のどれに該当するか、＊そして選定基準そのものの公表、の３点だと思われます。「お断りの理由」を聞くと、どうも本の内容をきちんと吟味したうえでの「却下」ではなく、極めて表面的な理由のようです。実質的な検討もせず読書会のお年寄りたちの知的欲求に応えなくてよいのか、という印象を持ちます。が、いずれにせよ、図書館長であれば即答できる質問内容で、何故回答に時間がかかるのか理解できません。

「選定基準そのものの公表」に関連して、次のような事実があります。文化スポーツ課と三田市立図書館は、わたしたち市民の会の公開質問状に対し、平成２８年９月２８日付回答で下記のように述べています。

＜指定管理者は購入予定図書を選定し、市に協議をおこなっています。選定は、「三田市立図書館資料収集細則」を基準としながら、図書館全体の蔵書構成を勘案しながら、複数の選定スタッフの持ち回りにより判断しております。本細則については、現在内規として本館に備え付けて参照しております。この細則については、図書館ホームページでの公表を予定しておりますが、文言整理が完了しておりません。閲覧であれば対応させていただけますので、本館のカウンターでお申し付けください。＞

そして、照会先として

三田市市民文化室文化スポーツ課（印藤）559-5093

三田市立図書館（前川）562-7300

の二つが示されています。

この回答から既に１年以上が経過しました。「文言整理」程度の作業はとっくに終わっていなければなりません。わたしたちはいつ公表されるかと図書館ホームページをチェックしてきましたが、未だにアップされていません。照会先に示された名前は印藤・前課長と前川・前館長だと思われますが、お二人ともすでに異動されています。しかし、まさか引き継ぎがなされていないなどということはあり得ないでしょう。

「読書会」に対して早急に回答するよう、図書館長を指導・督促していただくようお願いすると同時に、この「三田市立図書館資料収集細則」を三田市の権限で早急に公開していただくよう要望します。

なお、このところ、当会に寄せられるこのような訴えや情報が目立って多くなっています。内容は大小様々、多種多様ですが、図書館現場の市民対応に何らかの問題があるのではないか、と懸念しています。この点についても図書館を厳しく適切に指導していただくよう、合わせて要望いたします。

“八十翁読書会”から図書館長に宛てた手紙も添付いたします(注＝この手紙については、投書のご本人から「提出直前に若干追記したが、原文保存を失念したので、提出分とは細部で違っている」との説明が付記されていました。お含みおきください)。

以上